



の精液を渡すべからず

和牛を守る法律が見直されました！

日本の宝である和牛を保護するための法律（令和2年10月1日から施行）

① 家畜改良増殖法

精液・受精卵の流通規制の強化

② 家畜遺伝資源法

第三者を含む不正利用への損害賠償請求など

悪質な不正利用には刑事罰が科されることがあります！

個人

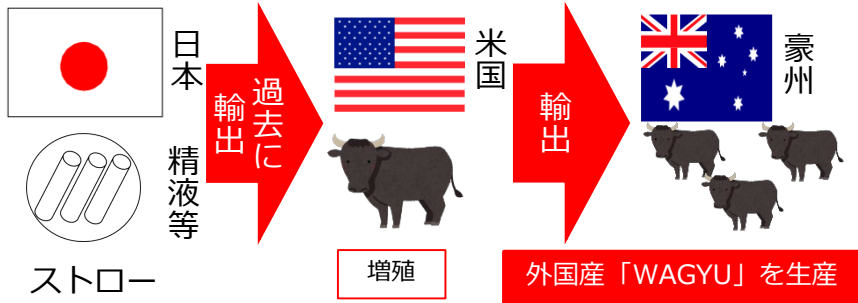
最高で10年以下の懲役
1千万円以下の罰金

法人

最高で3億円の罰金

和牛遺伝資源の流出のイメージ

過去に輸出された精液等から、米国・豪州内でアンガス種との交配等により、外国産「WAGYU」を生産



外国産「WAGYU」がアジア市場などに輸出されている
日本の和牛の輸出市場が奪われる

対応策！ 契約書締結の徹底！

（例）家畜人工授精用精液等譲渡契約約款

第〇条 国外利用の禁止

譲受者は、和牛に係る人工授精用精液、家畜受精卵を、日本国外で利用してはならない。

第〇条 第三者への譲渡

譲受者は、当該精液等を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務付けなくてはならない。

（別添）家畜人工授精用精液等譲渡契約約款への合意宣言書

年月日

〇〇から譲渡された家畜人工授精用精液等の利用等については、〇〇家畜人工授精用精液等譲渡契約約款の各規定を遵守することに同意する。

署名
住所

契約締結※①

譲渡不可※②

家畜人工授精所

畜産農家
（自家利用）

他の農家など

※①精液等を譲渡する際に、国内利用及び目的外利用の禁止等を条件とする売買契約を結び、守りましょう
※②家畜人工授精所で保存されている精液等でなければ、有償・無償にかかわらず他人に譲渡できません！